

事務連絡

令和6年7月19日

関係各国公私立大学
関係各国立高等専門学校
関係各専修学校
関係各日本語等予備教育施設
国費外国人留学生担当課長 殿

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付
留学生交流室国費留学生係

国費外国人留学生制度における他の奨学金との併給について

日頃より、国費外国人留学生制度に対してご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記については現在禁止としているところですが、財源の多様化により優秀な学生を獲得するため、他の奨学金との併給を可能とする制度改正を令和7年度から実施することとしました。これまで、複数の奨学金を獲得しうる能力の高い留学生が、他のより条件の良い奨学金を選択し、結果として日本への留学を見送るケースも生じていたことから、併給を一定の範囲内で認め、他の奨学金も活用しながら日本への留学を選択する優秀な留学生が増えることを期待するものです。

つきましては、制度改正の内容について下記のとおりご連絡させていただきます。

記

1. 併給に関する制度変更の実施時期

国費外国人留学生制度の併給に係る変更について、令和6年度は準備期間とし、令和7年4月から一部のプログラムを除き、国費外国人留学生制度を他の奨学金との併給を可能とする制度変更を行います。そのため、令和6年度に募集を行う令和7年度4月以降に入学する国費外国人留学生については、併給の制度改正を前提として募集、選考を行います（中国赴日本国留学生は除く）。

2. 既に在籍している国費外国人留学生の扱い

既に在籍している国費外国人留学生についても令和7年4月から他の奨学金との併給が可能となりますので、令和7年度から受給開始となる奨学金へ令和6年度中に応募するこ

とが可能であることをご周知願います。

また国費外国人留学生在が提出する誓約書の誓約事項に「(6) 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けない。」とありますが、併給の制度改正に伴い、令和7年4月以降はこれにより奨学金の支給を停止することはありません。

3. 併給を禁止する他の奨学金

日本の独立行政法人の奨学金等については、国費外国人留学生制度との併給を禁止とします。

<併給を禁止する日本の独立行政法人等による奨学金>

独立行政法人等	奨学金等
独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）	留学生受入れ促進プログラム
	海外留学支援制度（協定受入）
	高度外国人材育成課程履修支援制度
独立行政法人 日本学術振興会（JSPS）	特別研究員（DC）
国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）	科学技術イノベーション創出に向けた 大学フェローシップ創設事業
	次世代研究者挑戦的研究プログラム （S P R I N G）
	次世代 AI 人材育成プログラム
独立行政法人 国際協力機構（JICA）	人材育成奨学計画（JDS）、大学の学位 課程に就学する技術研修員等
独立行政法人 国際交流基金（JF）	日本研究フェローシップ等

4. 他の奨学金への影響

大学や民間団体の奨学金については、私費外国人留学生の支援を目的としたものもありますので、その様な奨学金についてはその趣旨に鑑み、引き続き国費外国人留学生を対象外としても差支えはありません。今回の制度変更は、他の奨学金に国費外国人留学生への併給容認を要請するものではありません。

5. 大学推薦における選考

大学推薦における選考については、各大学における特別プログラム等における国費外国人留学生の選考方針や選考の考え方を変更する必要はありません。今回の制度変更は、大学推薦で奨学金を併給する留学生の推薦を推奨するものではありません。

6. 大学等における安全保障貿易管理の徹底

文部科学省では、経済産業省と連携し、「大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について（依頼）（令和4年3月8日付け3文科高1374号）」等により、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく安全保障貿易管理の徹底を要請してきたところです。

改めて、海外出張や外国機関との共同研究等に伴う技術の提供、貨物や資料の海外への持ち出しのみならず、海外からの研究者や留学生の受入れに伴う技術の提供について、各段階（受入れ前、滞在中、外国出張・帰国時）における安全保障貿易管理の手続の徹底をお願いいたします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

【本件担当】

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付
留学生交流室国費留学生係

TEL：03-5253-4111（内線3799）

E-mail：ryuugaku@mext.go.jp